

令和8年6月30日

## 公正取引委員会による調査及び排除確保措置計画の認定のご報告

株式会社フィールコーポレーション  
代表取締役社長 串田崇

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社においては、独占禁止法の優越的地位の濫用に関する公正取引委員会による調査を受け、公正取引委員会から指摘を受けた被疑行為を踏まえて、再発防止に向けた是正措置を検討いたしました結果、令和8年6月12日付けで排除確保措置計画の認定申請書を同委員会へ提出し、令和8年6月30日付けで同委員会より排除確保措置計画の認定を受けましたことをご報告いたします。

今回の被疑行為の内容、公正取引委員会から認定を受けた排除確保措置計画の概要は、以下の通りです。

### 1 被疑行為の内容

当社は、遅くとも令和2年9月頃から令和8年2月頃までの間、あらかじめ当該納入業者様との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を当社が負担することなく、次の(1)から(6)までの作業のため、納入業者様の従業員等を派遣させていました。

- (1) 新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗における、当該納入業者様が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品（以下「店舗商品」という。）の陳列、品出し、調理補助、発注等
- (2) 新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗における、来店者に対する開店記念品の配布
- (3) 改装に伴う閉店又は完全閉店に際し、これらを実施する店舗における、店舗商品への値引きシールの貼付及び店舗商品のうち売れ残り品の近隣店舗への移送
- (4) 売場変更を実施する店舗における店舗商品の入替え
- (5) 店舗近隣での花火大会開催時又はクリスマスの時期に店舗で行う店舗商品の調理補助及び品出し
- (6) 停電の復旧作業を行う店舗における店舗商品の陳列

### 2 排除確保措置計画の概要

- (1) 次の事項を取締役会で決議すること。
  - ア 前記1の行為を取りやめていることを確認すること。

- イ 前記1の行為と同様の行為を行わないこと。
- (2) 前記(1)に基づいて採った措置を、納入業者様(間接納入業者様のうち、後記(3)の措置の対象でないものを除く)に通知し、かつ、弊社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (3) 前記1の行為に関する納入業者様における金銭的価値を回復すること。
- (4) 今後、前記1の行為と同様の行為を行わないこと。
- (5) 次の事項を行うために必要な措置を講じること。
- ア 納入業者様との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の役員及び従業員に対する周知徹底
- イ 納入業者様との取引に関する独占禁止法の遵守についての役員及び従業員に対する定期的な研修並びに内部監査担当者による定期的な監査
- (6) 前記(1)から(5)までの措置の履行についての監視を、第三者(同委員会が承認した者に限る)に委託すること。
- (7) 前記(1)から(3)まで及び(5)の措置の履行状況について、公正取引委員会に対し、前記(6)で委託した第三者に報告させること。
- (8) 前記(4)の措置並びに(5)イの研修及び監査の履行状況について、今後5年間、毎年1回、公正取引委員会に対し、前記(6)で委託した第三者に報告させること。

当社としては、今回の公正取引委員会による調査及び認定を重く受け止め、排除確保措置計画を誠実、かつ、速やかに履行するとともに、今後も法令遵守および公正な取引関係の構築に努めてまいります。

この度、納入業者様及び関係者各位へおかけしましたご迷惑・ご心配につき、深くお詫びを申し上げます。

以上